

【会社法制分野】

◆最優秀

「会社債権者保護制度の日中比較 ―法人格否認の法理を中心に―」

李 海艶（中央大学大学院 法学研究科 民事法専攻）

中国は、2005年の会社法改正（以下「新会社法」という）において、法人格否認を明文化した。法人格否認を初めて明文化したのものとして、注目されている。ところが、法人格否認を明文化した背景には、中国では、投資を促進して経済の発展を図ろうとする一方、債権者保護の問題が深刻な課題となっていることが挙げられる。中国新会社法は、事前予防措置、運営中の監督制度および事後救済手段である会社法人格否認制度などによって、債権者保護を図っている。その中で、特に注目すべきなのは、会社法人格否認制度である。明文化によって、法人格否認制度は債権者保護における役割も、他の国と違ってくる。

日本では、法人格否認法理の適用について消極的であり、多くの学者は法人格否認法理を最後の救済手段とすべきであると考えている。これに対して、中国新会社法では、法人格否認を明文化することによって、法人格否認の実務上の運用に法律的根拠を提供した。法人格否認の明文化は、中国の会社制度の健全化と市場秩序の保護にとって意義深いものであると評価されている。しかし、2005年の中国会社法の改正においては、法人格否認が明文化されたものの、法人格否認の適用要件と適用範囲について、まだ様々な問題が残っている。さらに、中国では法人格否認の債権者保護制度における位置づけについて疑問が残る。

そこで、本論文では、中国における法人格否認の適用要件と適用範囲を確認した上に、法人格否認制度の中国の債権者保護制度における位置づけを明らかにした。中国では、法人格否認制度を最後ではなく最初の救済手段として考え、様々な場面で適用しようとしている。しかし、その中法人格否認による解決を図るべきではない問題があると考えられる。それらの問題について、今後の立法課題として議論すべきであると指摘し、その提言を試みた。具体的検討は、以下のようなものである。

第一編では、中国新会社法の下で、具体的にどのような会社債権者保護制度を設けているのかや、そのような制度は機能しているか否かについて検討した。日中の会社債権者保護制度を比較しながら、その相違点を明示し、法人格否認の会社債権者保護制度における位置づけを明らかにした。

第二編「会社債権者保護における法人格否認のあり方の日中比較」では、日中の法人格否認の意義、根拠、適用要件および効果を検討した上で、判例を考察することにより、日中の会社債権者保護における法人格否認のあり方を改めて検討した。また、日中における法人格否認の適用範囲について、判例を取り上げながら、日本と中国での法人格否認適用範囲の違いとその背景を明らかにした。

第三編は、中国における法人格否認適用の具体的場面について検討した。中国において、主に問題となっている場面は、資本の著しい不足による法人格否認、親子会社における法人格否認、姉妹会社における法人格否認、法人格の逆否認などがある。これらの場面での法人格否認の適用を検討するにあたっては、中国の社会背景を考慮しなければならない。また、これまで検討してきた日本と中国における法人格否認の事例は、すべて非上場会社における事例であるが、法人格否認の適用範囲については、中国では、上場会社にも適用すべきと主張されている。中国の上場会社の多くは国営企業からしたものであることは、その理由の1つであるといえる。したがって、法人格否認の制度が上場会社においても適用されるかについて検討するには、一人が多数の株を所有している中国の社会背景を考慮する必要があると考える。本編では、中国の社会背景を考慮しながら、法人格否認適用の適否を明確する。また、中国の企業現況によって生じる問題ともいえる上場会社における法人格否認の問題について検討し、その必要性があるか否かを明らかにした。さらに、休眠会社における法人格否認の適用についても検討した。

第四編では、中国における法人格否認の位置づけを明らかにした上で、立法課題について言及した。本編第一章では、今日までの中国における法人格否認の適用についてのまとめを試みた。中国では、法人格否認の適用は広い範囲で認められてきたが、その中法人格否認の適用により解決を図るべきではないものがある。そこで、本編第二章では、今後の司法解釈において法人格否認制度の具体的な適用要件と適用範囲を明確しなければならないと考え、「司法解釈」の動向について分析してみた。また、今日までの中国における法人格否認の展開を踏まえ、今後の立法および新たな司法解釈の課題として設立無効と取締役の第三者に対する責任に関する制度の導入などを検討すべきであると考え、その提言を試みた。

そして最後の第五編において、中国の法人格否認に関する判例および会社法に関するガイドライン（司法解釈）およびその提案稿を紹介した。
